

# 岐阜市議会議長交際費の公表に関する要綱

〔平成19年3月23日〕  
各会派幹事長会議決定

改正 平成20年3月26日各会派幹事長会議決定

## （趣旨）

**第1条** この要綱は、公正で開かれた市政の実現に寄与するため、岐阜市議会議長及び副議長の交際費の支出に係る情報の公表（以下「議長交際費の公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （公表する内容）

**第2条** 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出金額
- (4) 支出先（ただし、病気見舞い等のプライバシーに深くかかわる情報で、特段の配慮が必要なものは、個人名を非公開とする。）

## （公表の時期）

**第3条** 議長交際費の公表は、支出日の属する月の翌月の15日までに毎月行うものとする。

## （公表の方法）

**第4条** 議長交際費の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 議会事務局で閲覧に供する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

## （その他）

**第5条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に支出する交際費について適用する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。